

姫路駅周辺における路上等駐輪場整備・管理運営事業 仕様書

姫路駅周辺の道路又は市有地（以下「道路等」という。）を占用又は使用（以下「占用等」という。）することにより、自転車を駐車させるための施設（以下「路上等駐輪場」という。）の整備及び管理運営を実施する事業者（以下「事業者」という。）が行う、路上等駐輪場整備・管理運営事業における業務の条件、範囲及び内容は、この仕様書によるものとします。

1 総則

(1) 事業に当たっての基本理念

路上等駐輪場は、中心市街地の駐輪需要に応え、放置自転車問題の解消を通じて市民生活の利便性向上と道路環境の改善を図る公共性のある施設です。常にこの公共性を念頭に置き、公正な管理運営を行うとともに、安全性と美観の維持にも十分配慮してください。

(2) 法令等の遵守

路上等駐輪場の管理運営に当たっては、本仕様書のほか、関連法令等を遵守し、適正な整備及び管理運営を行ってください。

(3) 業務責任者の選任

本業務のすべてを総括的に把握し執行する責任者を選任してください。

(4) 業務の引き継ぎ

事業の開始にあたっては、現在路上等駐輪場整備・管理運営事業を行っている事業者（以下「前事業者」という。）と十分に調整し、機器の入れ替え等により路上等駐輪場が使用できなくなる期間ができるだけ短くなるよう留意してください。また、事業期間満了後又は協定の解除後は、本市又は次期事業者に対し、引き続き事業の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、本市が定める期間内に業務の引継ぎを行ってください。

(5) 一般事項

- ① 業務に必要な電力、通信、用水等は事業者の負担とします。
- ② 業務に従事する者は、それぞれの業務にふさわしい制服等及び名札を着用してください。
- ③ 事業期間中は、利用者からの問い合わせ等への対応、要望及び苦情等の処理、並びに事故及び災害等への対応を適切に行ってください。
- ④ 事業期間中、業務を通じて取得した個人情報等は、外部へ漏らし又は他の目的に使用してはならないものとします。事業期間が満了し又は協定が解除された後も同様とします。

2 路上等駐輪場の設置場所

別紙－要２－１及び別紙－要２－２のとおりとします。

すべての場所において路上等駐輪場を運営していただきますが、道路工事や隣地の用途変更などにより路上等駐輪場の運用継続が困難であると市が判断した場合は、設置場所が変更・減少となる場合があります。

3 道路等の占用等

(1) 占用等の許可

道路等の占用等の許可の申請は、別途行ってください。占用等の期間中においても許可条件が遵守されない場合は、道路管理者から許可が取り消されるとともに事業実施のための事業者との協定を解除せざるを得ないことがありますので、十分注意してください。また、許可期間が満了したときは、速やかに自費をもって占用等物件を撤去し、原状回復してください。

(2) 占用等物件

自転車を駐車させるための車止め装置（以下「駐輪ラック」という。）、柵、照明器具、案内板、精算機その他路上等駐輪場として事業を実施するために必要な配線、植栽、舗装等の駐輪場基盤など（以下「駐輪施設」という。）が占用等物件となります。

(3) 占用等の許可の条件

本仕様書、別紙一仕 1 及び別紙一仕 2 によることとします。

(4) 占用等の場所

別紙一要 2－1 及び別紙一要 2－2 のとおりとします。

4 業務内容

事業者が行う事業（業務）は、以下のとおりとします。

- (1) 駐輪施設の整備
- (2) 駐輪施設の維持管理
- (3) 路上等駐輪場の運営
- (4) 利用料金に関すること
- (5) 路上等駐輪場内の清掃等
- (6) 路上等駐輪場内及びその周辺における巡回
- (7) 路上等駐輪場の管理運営において発生したトラブルへの対応
- (8) 路上等駐輪場内の不正駐輪、不法行為及び放置自転車への対応
- (9) 自転車利用者への利用案内等
- (10) 前 9 号に掲げるもののほか、路上等駐輪場の管理運営等に関すること

5 駐輪施設の整備

- (1) 330 台以上の駐輪ラックを設置し、そのうち三輪自転車や子乗せ自転車、タイヤ幅の広い自転車等、多様な自転車（以下「特殊自転車」という。）を合計 10 台以上収容可能な区域を設けてください。

前事業者と協議のうえ既存の施設を譲り受けるなどして継続使用する場合は、施設の耐用年数や状態について十分な確認を行い、破損が認められた箇所は速やかに修繕してください。

- (2) 駐輪施設の整備に当たっては、自転車の出し入れの際に歩行者、車両等と接触することがないように、余裕幅の確保その他の安全上の配慮を十分行ってください。また、緊急車両の通行に支障のないよう配慮してください。
- (3) 駐輪ラックは平面式とし、二層以上となる多段式は不可とします。また、自転車の車体の一部（前輪等）を固定する駐輪ラック等、十分な安全性と耐久性を具備したものとしてください。また、構造及び色彩は、周囲の環境と調和するものとし、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとしてください。なお、意匠形態は提案に明示し、本市が承認したものを設置してください。

さい。

- (4) 駐輪施設の意匠形態については、地域の合意形成が必要となる場合があります。
- (5) 駐輪ラックの間隔は特に定めませんが、自転車同士が出し入れの際に接触しないよう配慮してください。
- (6) すべての駐輪施設の電源及び通信回線は、事業者が確保し、確保に係る経費は事業者側の負担となります。
- (7) 精算機は、キャッシュレス決済機能、釣銭機能、暗証番号設定機能、領収書発行機能及びインターホン（通話）機能を装備したものとしてください。ただし、駐輪施設が具備する他の機能により同様の効果を得られる場合はこの限りではありません。
- (8) 駐輪ラック、駐輪施設の配置計画図（具体的な設置場所及び台数）を作成し提出してください。
- (9) 事業者で整備し、維持管理していただく駐輪施設のうち、土木施設（植栽、舗装等）は、本市に帰属するものとします。（駐輪ラック等、事業者の財産とすべきものを除く）
- (10) 工事に当たっては、工事方法や工程等について事前に本市と協議し、承認を受けるとともに、地元住民や沿道関係者、警察等の関係機関と協議調整のうえ、必要な手続きを行ってください。
- (11) 駐輪施設の整備に伴う電気・通信線等の地中配管工事の実施に際し、各公営企業体等との調整は、事業者が行ってください。
- (12) 駐輪施設の整備着手にあたっては、占用等の許可及び所管の警察署からの道路使用許可を事前に受けている必要があります。
- (13) 各路上等駐輪場は、区画線等により区域を明示してください。
- (14) 各路上等駐輪場に、満空情報の表示可能な機器を設置してください。
- (15) 路上等駐輪場の設置場所ごとに路上等駐輪場の名称を設定し掲示してください。現在の名称を継続使用する必要はありません。
- (16) 駐輪車両の抜き取り及び盗難等に対応するため、防犯カメラ等の防犯対策設備を設置するとともに、防犯対策を実施していることを路上等駐輪場内に掲示してください。

6 駐輪施設の維持管理

- (1) 駐輪施設は、日常点検及び法令点検などの保守点検業務を適切に実施してください。
- (2) 駐輪施設に損傷や故障等があった場合には直ちに対応し、速やかに修繕等の処置を行ってください。また、故障等により路上等駐輪場の一部又は全部を1日以上使用休止とする場合は、現地に使用休止期間等を掲出するとともに、本市に報告してください。

7 路上等駐輪場の運営

- (1) 営業日は1月1日から12月31日とし、24時間利用可能な路上等駐輪場とします。
- (2) 不特定多数の者の利用に供するものとし、利用形態は、一時利用のみとします。
- (3) 路上等駐輪場の管理運営方法は有人、無人を問いませんが、有人の場合、占用等の場所内への事務所の設置は認められないため、事業者の負担により占用等の場所外で設置してください。
- (4) 円滑に業務が行えるよう、本事業開始前に事前準備を行ってください。また、路上等駐輪場の利用案内については、事業開始前から実施し、開始後スムーズに利用できるよう努めてくだ

さい。

- (5) 姫路市営駐輪場及び公益財団法人自転車駐車場整備センターの運営する駐輪場と連携するよう努め、路上等駐輪場利用者の利便性及び利用率の向上のための協議や情報交換等に協力してください。
- (6) 路上等駐輪場内は、禁煙及び火気厳禁とし、場内に掲示してください。
- (7) 路上等駐輪場内では、駐輪ラック等への貼付けも含めて広告物の設置や掲出はできません。ただし、満車時等に他の路上等駐輪場へ利用者を誘導するための掲示物、交通マナー啓発ポスター等公共性の高いものについてはその限りではありません。これらの掲示物を掲出する場合は事前に本市と協議してください。また、姫路市屋外広告物条例等の関連法令を遵守してください。
- (8) 路上等駐輪場内への、飲料等自動販売機の設置は一切できません。

8 利用料金に関すること

- (1) 利用料金は、事業者の収入とします。
- (2) 料金設定は、事業者からの提案の上、本市と協議して決定します。ただし、すべての場所において、無料時間を設定してください。また、近隣駐輪場の料金と比較して著しく均衡を失することのないよう配慮してください。
- (3) 料金徴収方法は、現金及びキャッシュレス決済にも対応してください。
- (4) 事業開始から1年間は、料金設定の変更を行えません。
- (5) 料金設定の変更など事業開始時の利用条件から変更する場合は、本市と協議してください。
- (6) 領収書は、事業者として納入者に交付できるようにしてください。領収書の様式作成は、事業者の負担とします。

9 路上等駐輪場内の清掃等

- (1) 路上等駐輪場内は、実情に応じた頻度で清掃等を行うなど常に良好な状態を維持するとともに美観を維持してください。また、路上等駐輪場周辺についても、良好な状態を維持するよう努めてください。
- (2) 歩行者等の安全で円滑な通行が確保されるよう自転車の整序等を適正に行ってください。

10 路上等駐輪場内及びその周辺における巡回

利用者に対する案内や利用方法の説明、緊急時及び不正駐輪への対応等のため、巡回体制及び24時間対応可能な連絡体制を構築し、巡回を実施してください。

1.1 路上等駐輪場の管理運営において発生したトラブルへの対応

業務に関する問い合わせや苦情に対しては、迅速かつ適切に対応してください。

1.2 路上等駐輪場内の不正駐輪、不法行為及び放置自転車への対応

放置された自転車及び原動機付自転車の車体の一部が路上等駐輪場に掛かる場合や路上等駐輪場内の不正駐輪等に対しては、事業者にて対応してください。

1 3 自転車利用者への利用案内等

- (1) 利用約款等を見やすい状態で掲示してください。
- (2) 自転車利用者への利用案内及び利用促進を実施してください。また、利用者に対するサービス向上を図り、利用者の増加を図る方策を実施してください。
- (3) 特殊自転車を収容可能な区域を見やすい状態で掲示してください。

1 4 緊急時の対応

- (1) 事業者は、緊急時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、緊急時に対応できる体制を整備し、本市に報告してください。
- (2) 路上等駐輪場において災害、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想される時又は発生したときは、直ちに利用者の安全確保に関する措置及び駐輪施設を含む路上等駐輪場の保全措置を講じるとともに速やかに本市に報告してください。

1 5 リスク分担

- (1) 資金調達、物価又は金利の変動、周辺環境の変化や施設競合等による需要の変動等事業実施に伴うリスク分担については、事業者において対応してください。本市として事業上のリスクを負担することは原則としてありません。詳細は、別紙一仕3を参照してください。
- (2) 駐輪施設の整備・維持管理や、路上等駐輪場の管理運営に当たっては、火災保険や利用者等に損害を与えた場合の第三者責任の履行、本事業における本市から事業者への損害賠償責任の履行に備えるための損害保険、賠償責任保険等の保険へ加入してください。なお、本市との協定締結後、保険証書（写し）を提出してください。

1 6 事業報告等

(1) 月例報告

事業者は、月ごとの路上等駐輪場の利用状況及び利用料金の収入状況、管理業務の実施状況、その他本仕様書に定める事項について報告書を作成し、翌月の本市が指定する日までに本市へ報告してください。なお、路上等駐輪場の利用状況については放置自転車対策等に係る資料の一部として公表されることがあります。

(2) 事業報告

事業者は、毎年度終了後45日以内、又は市が必要と認めるときに次に掲げる事項を記載した事業報告書等（様式は別途指定します。）を作成し提出してください。

- ① 管理運営業務の実施状況
- ② 路上等駐輪場の利用状況
- ③ 利用料金の収入実績
- ④ 管理運営に係る経費の収支状況
- ⑤ 前4号に掲げるもののほか、事業者による管理運営状況を把握するため市長が必要と認める事項

(3) その他の報告

事業者は、毎年３月末日までに次年度の事業計画書及び収支予算書を提出してください。また、毎事業年度（会計年度）終了後、事業者の根本規則に基づき作成した決算書類（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）を速やかに本市に提出していただきます。

17 その他

(1) 提案事項について

提案内容のうち本市が承認したものについては、必ず実施してください。

(2) 事業の廃止について

事業者の自己都合などにより事業を廃止する場合は、本市と協議するとともに、事業の運営継続を第一優先とし、次期事業者が支障なく業務を行えるよう、業務の引継ぎなど適正な対応を行ってください。また、事業者は、事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに本市に報告してください。